

令和7年度第3回多良木町議会(9月定例会議)

招 集 年 月 日	令和7年9月9日					
招 集 の 場 所	多良木町議会議場					
議 会 日 時 及 び	開	議	令和7年9月9日			午前10時00分
開 閉 宣 告	散	会	令和7年9月9日			午後2時41分
応 招 (不 応 招)	議 席 番 号	出 欠	氏 名	議 席 番 号	出 欠	氏 名
議員及び出席	1	○	宇 佐 信 行	6	○	久 保 田 武 治
欠席議員	2	○	魚 住 憲 一	7	○	豊 永 好 人
○ 出 席	3	○	林 田 俊 策	8	○	猪 原 清
× 欠 席	4			9	○	落 合 健 治
△ 不 応 招	5	○	源 嶋 た ま み	10	×	前 田 文
会議録署名議員	8番		猪 原 清	9番		落 合 健 治
職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長	林 田 浩 之	議 事 職 員	山 下 結 以		
説明のため出席した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名		
	町 長	石 井 淳 一	生涯学習課長	黒 木 庄 一 朗		
	副 町 長	岡 本 雅 博	生涯学習課			
	教 育 長	吉 村 英 亀	住民ほけん課長	竹 下 政 孝		
	会 計 管 理 者	木 下 孝 二	住民ほけん課			
	総 務 課 長	東 健 一 郎	福 祉 課 長	新 堀 英 治		
	総 務 課		福 祉 課			
	企 画 観 光 課 長	浅 川 英 司	建 設 課 長	林 田 裕 一		
	企 画 観 光 課		建 設 課			
	危 機 管 理 防 災 課 長	椎 葉 純	農 林 整 備 課 長	水 田 寛 明		
	危 機 管 理 防 災 課		農 林 整 備 課			
	税 務 課 長	椎 葉 直 宏	産 業 振 興 課 長	魚 住 雅 彦		
	農 委 事 務 局 長	大 森 博 範	産 業 振 興 課			

会 議 に 付 し た 事 件

報告第9号	令和6年度財政健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告について
議案第14号	多良木町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第15号	多良木町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第16号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第17号	多良木町上水道事業給水条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第18号	多良木町下水道条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第19号	令和7年度多良木町一般会計補正予算（第3号）
議案第20号	令和7年度久米財産区特別会計補正予算（第1号）
議案第21号	令和7年度多良木町上水道事業会計補正予算（第2号）
議案第22号	令和7年度多良木町下水道事業会計補正予算（第1号）
議案第23号	令和7年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第24号	令和7年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第25号	令和6年度多良木町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
議案第26号	令和6年度多良木町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
議案第27号	令和6年度多良木町一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第28号	令和6年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
議案第29号	令和6年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算の認定について
議案第30号	令和6年度久米財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第31号	令和6年度多良木町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第32号	令和6年度多良木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

開議の宣告

(午前 10 時 00 分開議)

○議長（宇佐信行議員）

ただいまの出席議員は 8 名です。

本日は、10 番、前田文議員から欠席届が出ております。

他は全員出席で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしております。

ただいまから令和 7 年度第 3 回多良木町議会 9 月定例会議を開きます。

これから本日の会議を開きます。

議会運営委員長の報告を求めます。

9 番、落合健治議員。

○9 番（落合健治議員）

改めましておはようございます。

議会運営委員長の報告をいたします。

令和 7 年 9 月 3 日及び本日 9 月 9 日委員会室におきまして議会運営委員会を開催し、付議事件について執行部の説明を求め、令和 7 年度第 3 回多良木町議会 9 月定例会議の会期、議事日程及び議会運営に関する事項並びに議長の諮問に関する事項等について審議をいたしました。

会議日程につきましては本日 9 月 9 日から 9 月 17 日までとし、議事日程につきましては、会議日程及び議事日程表のとおりといたします。

本日は、日程第 3、報告第 9 号の報告を受け、日程第 4、議案第 14 号から日程第 22、議案第 32 号までについては本日説明のみとし、9 月 16 日に審議採決を行います。

9 月 10 日から 9 月 12 日までは各常任委員会といたします。

9 月 17 日は一般質問を行います。

今回、3 人の方より通告があっており、配付のと通りの順番で行います。

請願陳情につきましては、今回 1 件の提出があってございましたが、議長預かりといたしました。

9 月 17 日議会最終日の人事案件 1 件につきましては、起立による表決といたします。

以上、慎重審議をいたしましたので報告をいたします。

なお、詳細について不明な点は、私か事務局長にお尋ねください。

以上で報告を終わります。

○議長（宇佐信行議員）

それでは、会議日程及び議事日程につきましては、ただいま、議会運営委員長の報告のとおりとし、多良木町議会会議規則第 20 条の規定によって、配付しておきました日程表のとおり議事を進めてまいります。

日程第 1 「会議録署名議員の指名について」

○議長（宇佐信行議員）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

多良木町議会会議規則第 126 条の規定により、8 番、猪原清議員、9 番、落合健治議員の両名を指名いたします。

日程第 2 「諸般の報告及び行政報告について」

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 2、諸般の報告及び行政報告を行います。

議長としての報告事項は、配付しております報告書のとおりでございます。

詳細については、後でお尋ねになれば説明をいたします。

私からの報告は以上で終わります。

なお、配付しておりますとおり、多良木町監査委員から地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定により、令和 6 年度の 5 月分、令和 7 年度 5 月分、6 月分、7 月分の例月出納検査の結果報告

書及び地方自治法第 199 条第 9 項の規定により、令和 6 年度財政援助団体等の監査結果報告書が議会に提出されておりますので、報告いたします。

次に、一部事務組合等の報告をお願いします。

公立多良木病院企業団、8 番、猪原清議員。

○8 番（猪原清議員）

それでは、皆さんおはようございます。

早速ですが、令和 7 年第 2 回球磨郡公立多良木病院企業団議会定例会の報告をいたします。

令和 7 年第 2 回定例会は 9 月 4 日木曜日に招集、会期を 1 日とし午前 10 時に開会、休憩等挟み午後 2 時 55 分に閉会されました。

一般質問が 3 件、議案が 4 件、育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う条例改正が 2 件、企業団事業の設置等に関する条例改正が 1 件、令和 7 年度補正予算が 1 件、認定が 5 件、令和 6 年度の決算認定 5 件を慎重に審議した結果、全議案いずれも原案どおり可決されました。

一般質問は多良木町選出の私から入院病棟の看護職員負担軽減策について。

同じく多良木町選出の久保田武治議員から、当院の経営状況について、職員の採用確保について。

水上村選出の小川恵議員から、熊本メディカルネットワークの運用状況と今後の課題についてを問われました。

詳細はこの報告書に記載してあるとおりでありますが、ご不明な点、質問あります方は、私か公立病院企業団事務組合議員の 5 名にお問合せいただければ、明確に回答いたしますのでよろしくをお願いします。

以上、球磨郡公立病院企業団議会の報告を終わります。

○議長（宇佐信行議員）

次に、人吉球磨広域行政組合、5 番、源嶋たまみ議員。

○5 番（源嶋たまみ議員）

おはようございます。

令和 7 年第 3 回人吉球磨広域行政組合定例会のご報告をいたします。

令和 7 年 8 月 27 日水曜日、午前 10 時から人吉球磨クリーンプラザ大会議室にて開催されました。

五木村議会議員の任期満了に伴い、この日は議長、議会運営委員、議会運営委員長、議会推薦の監査委員、令和 6 年度決算特別委員会の設置に伴う委員の選出が行われました。

議長に球磨村選出の田代利一議員。

欠員となっていた議会運営委員に、山江村選出の中村龍喜議員、球磨村選出の永椎樹一郎議員が選出され、議会運営委員長に中村龍喜議員が互選されました。

議会推薦の監査委員に、多良木町の私源嶋たまみが選出されました。

令和 6 年度決算特別委員会には人吉市から川上紗智子議員、宮崎保議員、多良木町から前田文議員、湯前町から遠坂道太議員、水上村から杉野久志議員、相良村から川邊一徳議員、山江村、本田りか議員、球磨村、永椎樹一郎議員の 8 名が選出され、委員長に湯前選出の遠坂議員、副委員長に人吉選出の宮崎議員が互選され、議長から報告がありました。

行政報告では、代表理事から令和 7 年議会定例会以降の主な審議等についての報告がありました。

議案第 10 号、人吉球磨広域行政組合職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第 11 号一般会計補正予算第 2 号について、認定第 1 号令和 6 年度人吉球磨広域行政組合議会一般会計歳入歳出決算の認定についての説明を受け、原案のとおり可決しました。

認定第 1 号については、特別委員会に付託することに決定いたしました。

新ごみ処理施設建設に関する調査特別委員会委員長より、調査内容及び協議結果についての報告があり、全ての審議を終了し、閉会いたしました。

以上、令和 7 年第 3 回人吉球磨広域行政組合定例会の報告を終わります。

なお、ご不明な点などありましたら、前田議員か私にお尋ねください。

○議長（宇佐信行議員）

これで諸般の報告を終わります。

次に、町長及び教育長からの行政報告の申出がっておりますが、配付しております報告書のとおりということでございます。

詳細については、後でお尋ねになれば説明をいたしますということでございます。

これで行政報告を終わります。

それでは、ここで町長の提案理由の説明を求めます。

町長、石井淳一君。

○町長（石井 淳一君）

おはようございます。

令和7年度第3回多良木町議会9月定例会議の提案理由を説明いたします。

今回審議をお願いいたします案件は報告といたしまして、令和6年度財政健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告が1件、条例等の議案といたしまして、条例の一部改正が5件、令和7年度の補正予算といたしまして、一般会計、特別会計合わせて6件、令和6年度の決算認定が一般会計、特別会計合わせて8件、人事案件といたしまして、任期満了に伴います教育委員会委員の任命が1件、全部で21件でございます。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、全議案ともご可決いただきますようお願いいたします。私からの提案理由の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひします。

○議長（宇佐信行議員）

町長の提案理由の説明が終わりまし。

日程第3「報告第9号」

令和6年度財政健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告について

○議長（宇佐信行議員）

それでは、日程第3、報告第9号、令和6年度財政健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告について、を議題といたします。

報告を求めます。

東総務課長。

○総務課長（東 健一郎君）

それでは報告第9号、令和6年度財政健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告についてご説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率を監査委員の審査に付したので、別紙意見書をつけて次のとおり報告するものでございます。

説明につきましては、議案説明資料のほうで行いますので、そちらをお願いいたします。

1ページのほうでございます。

まず、健全化判断比率の部分でございますが、比率につきましては、実質比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4種類でございます。

早期健全化基準、財政再生基準については、それぞれ政令で定められた数値以上になると、財政健全化計画や財政再建計画の義務づけ、また、起債の制限措置などがとられることとなります。

多良木町の令和6年度の比率は、実質赤字比率は該当ございません。

連結実質赤字比率、これも該当ございません。

実質公債費比率が9.0%でございます。令和5年度と同じく9.0%で、増減はございませんでした。

また将来負担比率につきましては該当ございません。

いずれも、基準以下の比率になっております。

次に資金不足比率、上水道事業会計、下水道事業特別会計ともに資金不足はなし、資金不足比率は該当しません。

この報告におきましては、財政的には健全な状態であると思われま。

以上でご報告を終わります。

○議長（宇佐信行議員）

報告が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これで報告第9号、令和6年度財政健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告についての報告を終わります。

日程第4「議案第14号」

**多良木町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例の一部を改正する条例を定めることについて**

○議長（宇佐信行議員）

これから上程します日程第4、議案第14号から日程第22、議案第32号までの議案については、本日は説明のみ行っていただき、8日目の9月16日に審議採決をお願いしたいと思います。

また、これから先のタブレット操作は、シェアモードでお願いいたします。

シェアモードでお願いいたします。

それでは、日程第4、議案第14号、多良木町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて、説明を求めます。

東総務課長。

○総務課長（東 健一郎君）

それでは議案第14号につきましてご説明申し上げます。

多良木町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて、多良木町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めることとするものでございます。

説明につきましては、議案説明資料のほうで行わせていただきます。

そちらをお開きください。

ページは2ページでございます。

新旧対照表のほうでご説明申し上げます。

まず、第8条、選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払い手続ということで公費負担額の限度額について、選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価を7円73銭から8円38銭に変更するものでございます。

次に第11条、選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払い手続ということで公費負担額の限度額につきまして、選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価を541円31銭から586円88銭に変更するものでございます。

附則といたしまして、施行期日は、この条例は公布の日から施行する。

また適用区分につきましては、改正後の第8条及び第11条の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙において、適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された1000件については、なお従前の例による、ということになっております。

どうぞよろしくお願いたします。

日程第5「議案第15号」

**多良木町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を定める
ことについて**

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 5、議案第 15 号、多良木町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて、説明を求めます。

東総務課長。

○総務課長（東 健一郎君）

では、議案第 15 号につきましてご説明申し上げます。

多良木町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて、多良木町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次の通り定めることとするものであります。

説明につきましては議案説明資料のほうで行います。

そちらのほうをお願いいたします。

まず、主な内容でございますが地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令が公布され、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、一部規定を除き、令和 7 年 10 月 1 日とされることとされたことに伴い、国家公務員の措置に準じて所要の改正を行うものでございます。

改正の概要につきましては、令和 6 年 8 月に人事院が行った公務員人事管理に関する報告において、仕事と生活の両立支援の拡充に係る項目が明らかにされたことに伴い、多良木町職員の勤務時間、休暇等に関する条例について、妊娠出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等について、条文を追加等の改正を行うものでございます。

説明につきましては新旧対照表のほうで行います。

まず、第 15 条、介護休暇の部分でございますが、これは条ずれによる改正でございます。

次に、第 17 条の 2、妊娠出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等ということで、この分の部分につきましては、新しく追加されたものでございます。

第 1 項では、任命権者は、職員の育児休業等に関する条例第 21 条第 1 項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員に対して、次に掲げる措置を講じなければならないとするものでございます。

次に掲げる部分でございますが、第 1 号で申出職員の仕事と育児との両立に資する制度または措置その他の事項を知らせるための措置。

第 2 号では、出生時両立支援制度等の請求申告または申出に係る申出職員の意向を確認するための措置。

第 3 号では、職員の育児休業等に関する条例第 21 条第 1 項の規定による申出に係る子の心身の状況、または、育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して、当該、子の出生の日以後に発生し、または発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支援となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置ということでございます。

次に、第 2 項では、任命権者は、3 歳に満たない子を養育する職員に対して、規則で定める期間内に次に掲げる措置を講じなければならないものとするものでございます。

次に掲げる部分が、第 1 号で、対象職員の仕事と育児との両立に資する制度または措置その他の事項を知らせるための措置。

第 2 号では、育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置。

第 3 号では、対象職員の 3 歳に満たない子の心身の状況、または育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、または発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支援となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置、ということになっております。

また第 3 項では、任命権者は第 1 項第 3 号または前項第 3 号の規定により、意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならないとするものでございます。

次に、第 17 条の 3、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等ということで、これにつきましては、第 17 条の 2 を第 17 条の 3 とし、第 1 項介護両立支援制度等についての申告請求または申出という文言を請求等に改正するものでございます。

次に、第 17 条の 4、勤務環境の整備に関する措置ということで、第 17 条の 3 を第 17 条の 4 としたものでございます。

次に附則でございますが、施行期日につきましては、この条例は令和 7 年 10 月 1 日から施行する、ただし次条の規定は公布の日から施行するものでございます。

次に経過措置としまして、任命権者はこの条例の施行の日、前においてもこの条例による改正後の多良木町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 17 条の 2 第 2 項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。

この場合において、講じられた措置は、施行日以後は同項の規定により講じられたものとみなすものとさせていただきます。

以上でご説明を終わります。

どうぞよろしくお願いいたします。

日程第 6 「議案第 16 号」

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 6、議案第 16 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて、説明を求めます。

東総務課長。

○総務課長（東 健一郎君）

それでは、議案第 16 号につきましてご説明申し上げます。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めることとするものとさせていただきます。

説明につきましては、議案説明資料のほうで行います。

まず、主な内容でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令が公布され、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、一部規定を除き令和 7 年 10 月 1 日とされたことに伴い、国家公務員の措置に準じて所要の改正を行うものとさせていただきます。

改正案の概要につきましては、令和 6 年 8 月に人事院が行った公務員人事管理に関する報告において、仕事と生活の両立支援の拡充に係る項目が明らかにされたことに伴い、職員の育児休業等に関する条例について、部分休業制度において 1 年につき条例で定める時間を超えない範囲内で 1 日の勤務時間の全部、または一部について勤務しないことを選択できるよう改正するものとさせていただきます。

新旧対照表のほうでご説明申し上げます。

まず第 1 条、趣旨でございますが、法改正に伴い文言を整理したものとさせていただきます。

次に、第 2 条の 2、育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める者。

これにつきましては、条項ずれ等による改正でございます。

次に第 17 条、部分休業をすることができない職員。

第 2 号におきましては、法改正に伴い文言を整理したものとさせていただきます。

次に第 18 条、第 1 号部分休業の承認。

これにつきましては、育児時間に関する部分休業については、現行の 1 日につき 2 時間を超えない範囲内の形態に加え、1 年につき 10 日相当を超えない範囲内の形態を設けることとされ、職員はいずれかの形態を選択可能とされたことから、第 18 条、第 1 号部分休業の承認と第 18 条の 2、第 2 号部分休業の承認に区分したものとさせていただきます。

第 1 項第 2 項第 3 項、同じでございますが、現行の部分であり文言を整理したものとさせていただきます。

次の第 18 条の 2、第 2 号部分休業の承認ということで、この部分が新しく設けられた形態部分でございます。

第 1 項では、部分休業承認は 1 時間を単位として行うものとする。

ただし、次の各号の場合は分単位での承認が可能とされたものとさせていただきます。

第 1 号では、1 日の勤務時間全てについての育児時間の請求があった場合。

第 2 号では、第 2 号育児時間の残時間数に 1 時間未満の端数がある場合で、その全てについて育児時間の請求がなされた場合とされております。

次に、第 18 条の 3、育児休業法第 19 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間につきましては、第

1 項で、育児休業の算定等についての 1 年間の期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとするものでございます。

次に第 18 条の 4、育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間につきましては、第 1 項第 2 号育児時間を請求することとした職員は、1 年間に請求することができる育児時間の上限時間は次の各号とするものでございまして、第 1 号では、非常勤職員以外の職員は 77 時間 30 分とされております。

これが 10 日相当分でございます。

第 2 号におきましては、非常勤職員は、当該非常勤職員の勤務日 1 日当たりの勤務時間数に 10 を乗じて得た時間。

次に第 18 条の 5 では、育児休業法第 19 条第 3 項の条例で定める特別の事情ということで、第 1 項では育児休業取得パターンが変更できる特別の事情とは、配偶者の負傷など当初予測できなかった事情が生じたことにより、子の養育に著しい支障が生じる場合とするものでございます。

第 19 条、部分休業をしている職員の給与の取扱いということで、第 1 項では、法改正に伴い文言を整理したものでございます。

また、第 20 条、部分休業の承認の取消事由。

これにつきましては、第 1 項では法改正に伴い文言を整理したものでございます。

附則といたしまして、施行期日、この条例は令和 7 年 10 月 1 日から施行するというものでございます。

また、経過措置では、地方公務員の育児休業等に関する法律第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における、この条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第 18 条の 4 の規定の適用については、同条第 1 号中、77 時間 30 分とあるのは 38 時間 45 分と、同条第 2 号中 10 とあるのは 5 とするものでございます。

以上でご説明を終わります。

どうぞよろしくお願いいたします。

日程第 7 「議案第 17 号」

多良木町上水道事業給水条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 7、議案第 17 号、多良木町上水道事業給水条例の一部を改正する条例を定めることについて、説明を求めます。

林田建設課長。

○建設課長（林田裕一君）

それでは、議案第 17 号、多良木町上水道事業給水条例の一部を改正する条例を定めることについて、ご説明いたします。

多良木町上水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり定めることとするものです。これより先は議案説明資料にて説明をさせていただきます。

○議長（宇佐信行議員）

タブレットがですね、調子が悪いようでございまして、ちょっと暫時休憩をいたします。

（午前 10 時 38 分休憩）

（午前 10 時 38 分開議）

○議長（宇佐信行議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○建設課長（林田裕一君）

議案第 17 号の説明です。

今回の改正の主な内容としましては、略称の追加。

次に、町長とある文言の名称を管理者に改正します。

それから、令和 7 年 4 月 20 日付けで国の技術的助言通知が発出され、災害その他非常の場合

における給水装置工事を行うことができる指定工事店について、管理者が認める場合に限り、他市町村で給水装置工事を行うことができる指定給水装置工事業者の指定を受けている者を本町の指定を受けた者とみなす規定を追加するものでございます。

改正概要としましては、第1条多良木町上水道事業の後に「（以下）「水道事業」という。）」を追加するものです。

第3条関係で、町長とある文言を「水道事業の管理の権限を行う町長（以下「管理者」という。）に改正し、第5条から第45条までの条文中にある町長を管理者に全て改正するものです。

第7条関係で、字句の整理を行っております。

また、第5項を追加し、指定給水装置工事業者のみなし規定を定めております。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

日程第8「議案第18号」

多良木町下水道条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第8、議案第18号、多良木町下水道条例の一部を改正する条例を定めることについて、説明を求めます。

林田建設課長。

○建設課長（林田裕一君）

議案第18号、多良木町下水道条例の一部を改正する条例を定めることについてご説明いたします。

多良木町下水道条例の一部を改正する条例を次のとおり定めることとするものでございます。

これから先は議案説明資料にて説明をさせていただきます。

今回の改正の主な内容としましては、令和7年4月22日付けで国の技術的助言通知が発出され、災害時その他非常の場合における排水設備工事を行うことができる指定工事店について、管理者、町長でございますが、認める場合に限り、他の市町村で排水設備工事を行うことができる排水設備指定工事店の指定を受けている者を、本町の指定を受けた者とみなす規定を追加しております。

その他としまして、令和7年4月1日に水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う改正を行っております。

改正の概要としまして、第6条関係において、第4項を追加し排水設備指定工事店のみなし規定を追加しております。

第10条関係としまして、第43号、大腸菌群数を大腸菌数に改正しております。

附則としましてこの条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

日程第9「議案第19号」

令和7年度多良木町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第9、議案第19号、令和7年度多良木町一般会計補正予算第3号について、説明を求めます。

東総務課長。

○総務課長（東 健一郎君）

それでは議案第19号についてご説明申し上げます。

令和7年度多良木町一般会計補正予算第3号は次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正ということで、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

9,099万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億5,711万5,000円とするものでございます。

また、第2条の地方債の補正では、既定の地方債の変更は、第2表地方債補正によるといたしております。

内容につきましては議案説明資料のほうで行いたいと思いますので、そちらをお願いいたします。

まず、主な内容でございますが、今回の補正は、くま川鉄道経営安定化のための補助、現年災及び過年災災害復旧費、物価高騰対応事業費、公用車カーナビ分NHK受信料計上漏れの計上等となっております。

まず第2表からでございますが、地方債の補正、変更でございますが、起債の目的といたしましてまず、過疎対策事業債につきましては、補正前2億1,180万円が補正後2億1,540万円、差額が360万円ということで、資源ごみ運搬車配備事業、これはトラックの買換えでございます。

次に3番の緊急防災減災事業債。

補正前が3,790万円、補正後が4,300万円、差額が510万円ということで、これにつきましては町民体育館施設改修事業分が事業費の増、またJアラート整備事業分が事業費の増ということでございます。

次に4の災害復旧事業債6,460万円が補正後には6,520万円ということで、60万円の増ということでございまして、公共土木施設災害復旧事業費、これにつきましては事業費の増ということでございます。

次に事項別明細の部分でございますが主なものを説明させていただきます。

まず歳入でございます。

款の14、項の1、目の3、節の1、公共土木施設災害復旧費負担金。

令和5年災公共土木施設災害復旧費負担金129万8,000円でございますが、事業費に伴う国庫負担金の増ということでございます。

次に同じく項の2、目の1、節の1、総務費補助金。

社会保障番号制度システム整備費補助金251万9,000円でございますが、自治体情報システム標準化業務委託料に対する補助金ということで、10分の10補助でございます。

また物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、R6経済対策分でございますが、834万円でございます。

これは低所得者支援及び定額減税補足給付金調整給付に対する補助金でございますが、10分の10でございます。

また物価高騰対応支援地方創生臨時交付金、R7予備分でございますが、271万4,000円でございますが、LPガス価格高騰対応生活者支援事業補助に対する補助金ということで、国が2分の1でございます。

次に同じく目の2、節の2、児童福祉費補助金。

子ども子育て支援交付金538万7,000円の減ということで、これにつきましては予算組替による減でございますが、新しく妊婦のための支援給付交付金350万円及び妊婦のための支援給付事業費補助金240万円で新しく計上いたしております。

次は保育対策総合支援事業費補助金366万6,000円。

保育所等におけるICT化推進等事業費補助に対する補助金ということで、国が3分の2補助でございます。

次の妊婦のための支援給付交付金、350万円。

これは予算組替による増ということでございます。

また、妊婦のための支援給付事業費補助金240万円でございますが、これも同じく予算組替による増でございます。

次に同じく節の3、老人福祉費補助金。

地域介護福祉空間整備等施設整備交付金765万4,000円、介護施設整備事業補助グループホーム等防災改修等支援事業に対する補助金ということで、国が10分の10でございます。

次に款の15、項の2、目の1、節の5、物価高騰対応生活者支援県交付金271万4,000円。

LPガス価格高騰対応生活者支援事業補助に対する県補助金ということで、県が2分の1でござ

ざいます。

次に同じく目の4、節の1、農業費県補助金。

新規就農者支援総合対策事業世代交代円滑化タイプの県補助金でございますが、401万1,000円ということで、これは新規就農者育成総合対策事業補助に対する補助金ということで、トンネル補助でございます。

次に同じく節の3、林業費県補助金。

森林環境保全直接支援事業費県補助金1,208万3,000円。

また、間伐等森林整備促進対策事業費県補助金1,208万3,000円の減ということで、同額の増減でございます、補助金名称の変更によるものでございます。

次に、同じく目の5、節の1、住宅費県補助金。

土砂災害危険住宅移転促進事業費県補助金300万円でございますが、これは土砂災害危険住宅移転促進事業補助に対する補助金でございます。

トンネル補助でございます。

次に目の9、節の1、くまもと未来づくり事業費県補助金。

くまもと未来づくりスタートアップ事業費県補助金が308万5,000円の減ということで、これにつきましては、補助事業不採択による減額ということでございます。

次に款の17、項の1、目の2、節の1、指定寄附金。

多良木町企業版ふるさと納税寄附金ということで140万円の増、寄附申出による増ということで、3件分でございます。

次に款の18、項の2、目の1、節の1、介護保険特別会計繰入金832万1,000円でございますが、令和6年度介護保険特別会計精算に伴う返納金でございます。

次に款の19、項の1、目の1、節の1、繰越金3,346万3,000円ということで、今回補正の一般財源として追加するものでございます。

次に款の20、項の4、目の4、節の1、雑入。

県営第二多良木地区市町村負担金返納金ということで225万1,000円。

令和6年度工事において、工事の一部が施工技術者等の不足により、施工困難となり予算執行ができなかったことから、負担金の一部が県から返納されるものでございます。

次に、款の21、項の1、目の2、節の2、保健衛生施設等整備事業債。

資源ごみ運搬車配備事業ということで360万円でございますが、リサイクル運搬用トラック購入に対する起債でございます。

次に目の5、節の2、指定避難所整備事業債ということで、町民体育館施設改修事業480万円でございます。

貯水機能付給水管工事費の増による起債増でございます。

次に節の4、非常備消防設備整備事業債、Jアラート整備事業ということで30万円でございます。

事業費増による起債増でございます。

次に目の7、節の1、公共土木施設災害復旧事業債ということで、公共土木施設災害復旧事業ということで60万円、事業費による起債増ということでございます。

次に歳出でございます。

○議長（宇佐信行議員）

ここで、時間も一応1時間程度を超えましたので一応補正予算の歳入は終わりました。

これから歳出にいくわけでございますが、ここで暫時休憩を取りたいと思います。

(午前10時55分休憩)

(午前11時06分開議)

○議長（宇佐信行議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

説明をお願いします。

○総務課長（東 健一郎君）

はい。

それでは歳出でございます。

款の2、項の1、目の5、財産管理費、節の13、使用料及び賃借料。

テレビ受信料 82 万 9,000 円でございます。

公用車カーナビ分、NHK 受信料計上漏れ 9 台分、最も古いものは平成 26 年度設置でございます。

款の 2、項の 1、目の 16、地域公共交通対策費。

節の 18、負担金補助及び交付金。

くま川鉄道経営安定化補助 1,882 万 4,000 円でございます。

令和 6 年度鉄道事業経営損失分についての補助でございます。

同じく目の 21、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業費、節の 18、負担金補助及び交付金。

LP ガス価格高騰対応生活者支援事業補助 542 万 8,000 円でございます。国の令和 7 年度予備費を活用し、熊本県と連携して生活者の LP ガス料金支援を追加するものでございます。

LP ガス消費世帯数は約 2,360 世帯でございます。

低所得者支援及び定額減税補足給付金調整給付でございますが、834 万円。

給付対象見込み者数の増によるものでございます。

同じく項の 2、目の 2、賦課徴収費、節の 22、償還金利子及び割引料。

過誤納還付金、還付加算金 124 万 7,000 円でございますが、税の過誤納還付金見込み額の増によるものでございます。

次に同じく項の 3、目の 1、戸籍住民基本台帳費、節の 12、委託料。

自治体情報システム標準化業務委託料 251 万 9,000 円でございますが、戸籍情報システムの改修であり、ふりがなの職権記録に係る機能の整備を行うものでございます。

款の 3、項の 1、目の 6、介護保険費、節の 27、繰出金。

多良木町介護保険特別会計繰出金、事務費繰出金 183 万 6,000 円でございますが、介護特別会計におきまして、会計年度任用職員を任用することに伴う事務費繰出金の増でございます。

同じく目の 7、介護保険整備事業費、節の 18、負担金補助及び交付金。

介護施設整備事業補助グループホーム等防災改修等支援事業ということで、765 万 4,000 円でございます。

当初は 1 事業所の要望でございましたが、追加要望で 2 事業所となったための増でございます。

内容は非常用電源設備の整備でございます。

同じく項の 2、目の 2、児童支援費、節の 18、負担金補助及び交付金。

保育所等における ICT 化推進等事業費補助 412 万 4,000 円。

子どもを安心して育てることができる環境整備を行うもので、5 園分、電算端末等の導入を行うものでございます。

同じく項の 3、目の 2、令和 7 年 8 月豪雨災害支援費 59 万 9,000 円でございますが、新規事業でございます。熊本県市町村災害相互応援に関する協定に基づき、被災地へ職員を派遣する等の経費でございます。

款の 4、項の 1、目の 1、保健衛生総務費。

節の 2 給料から節 4 共済費までの計 191 万 6,000 円でございます。

これは 10 月 1 日より新規採用予定の保健師に係る人件費でございます。

次に目の 6、環境衛生費、節の 17、備品購入費。

リサイクル用運搬トラック 368 万 6,000 円でございます。買換えでございます。ダイナの 1.25 トンを予定しております。

次に款の 6、項の 1、目の 3、農業振興費、節の 18、負担金補助及び交付金。

新規就農者育成総合対策事業世代交代円滑化タイプ補助 401 万 1,000 円でございます。

県からの補助金内報によるもので、交付対象者が 1 名、耐風性ハウス 3 棟分ということでございます。

次に目の 6、堆肥センター管理費、節の 10、需用費。

修繕料でございます。234 万 2,000 円。

ブロアー及びかくはん機等の修繕料でございます。

同じく目の 9、農地費、節の 18、負担金補助及び交付金。

農業水路等長寿命化防災減災事業、140 万円でございます。

百太郎溝土地改良区が一部崩壊した幹線水路の改修を実施するにあたり、事業費の20%を町が負担するものでございます。

次に同じく項の2、目の3、造林費。

節の12、委託料でございます。

町有林間伐事業委託料1,533万円の減。

町有林間伐事業委託料森林環境保全直接支援事業費1,533万円ということで、同額の増減でございまして、委託事業名称の変更でございます。

次に同じく節の27、繰出金。

久米財産区特別会計繰出金間伐等森林整備促進対策事業繰出金345万2,000円の減。

久米財産区特別会計繰出金森林環境保全直接支援事業繰出金345万2,000円の増。

同額の増減でございまして、繰出金名称の変更でございます。

次に款の7、項の1、目の2、商工業振興費、節7報償費から節17備品購入費までの計641万円の減ということでございますが、補助事業不採択によるものでございまして、イルミネーション事業関連経費を削減したものでございます。

次に款の8、項の1、目の1、土木総務費、節の18負担金補助及び交付金。

土砂災害危険住宅移転促進事業補助300万円でございます。

土砂災害警戒区域からの移転者への補助ということで、対象は槻木槻木地区の1件でございます。

款の9、項の1、目の4、災害対策費、節の14、工事請負費。

貯水機能付き給水管工事480万円でございます。

実施設計によりまして、水道管本管へのつなぎ込み工事が必要になったこと及び資材単価高騰により事業費が増加したためでございます。

次に款の11、項の1、目の1、農業用施設災害復旧費、節の12、委託料。

測量設計委託料505万1,000円。

令和7年災測量設計委託料見込み額であり、対象は排水路1件、ため池1件でございます。

次に同じく目の2、林業用施設災害復旧費、節の10、需用費。

修繕料が600万円でございます。

林道の崩土除去等でございまして、主に槻木南線8か所、槻木北線4か所と槻木北線横断溝設置が1か所でございます。

款の11、項の2、目の1、公共土木施設災害復旧費、節の10、需用費。

修繕料が125万円でございまして、令和7年豪雨の影響により修繕を擁する箇所があるためでございます。

次に同じく節の14、工事請負費でございます。

令和5年災公共土木施設災害復旧工事が194万5,000円ということで、資材等の単価高騰により工事費の増額が見込まれるためでございます。

対象は町道柳野笹谷線でございます。

最後に末尾添付の調書等といたしまして、給与費明細書と地方債調書を付けております。

以上で説明を終わります。

どうぞよろしくお願いたします。

日程第10「議案第20号」

令和7年度久米財産区特別会計補正予算（第1号）について

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第10、議案第20号、令和7年度久米財産区特別会計補正予算第1号について説明を求めます。

水田農林整備課長。

○農林整備課長（水田寛明君）

議案第20号、令和7年度久米財産区特別会計補正予算第1号。

令和7年度久米財産区特別会計補正予算第1号は、次のところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出補正予算によるものでございます。

説明につきましては、議案説明資料により説明をさせていただきたいと思っております。

主な内容といたしましては、間伐搬出事業に伴う補助事業の変更による補正を行うものでございます。

まず歳入につきまして、款2、項2、目1、一般会計繰入金、節1、一般会計繰入金、増減ゼロでございます。

内容といたしましては、間伐搬出事業に伴う補助事業の変更により、間伐等森林整備促進対策事業繰入金の345万2,000円を減額し、森林環境保全整備事業繰入金にて同額345万2,000円の増額補正を行うものでございます。

歳出になります。

款2、項1、目1財産造成管理費、節12委託料、増減ゼロ、内容につきましては歳入と同じでございますが、間伐搬出事業に伴う補助事業の変更により、間伐等森林整備促進対策事業の545万1,000円を減額し、森林環境保全整備事業にて同額545万1,000円の増額補正を行うものでございます。

どうぞよろしくお願いたします。

日程第11「議案第21号」

令和7年度多良木町上水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第11、議案第21号、令和7年度多良木町上水道事業会計補正予算第2号について、説明を求めます。

林田建設課長。

○建設課長（林田裕一君）

それでは、議案第21号についてご説明いたします。

議案第21号、令和7年度多良木町上水道事業会計補正予算第2号は、次に定めるところによるものでございます。

議案説明資料にて説明をさせていただきます。

今回の補正の主な内容としましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の決定通知に伴う営業収益に係る給水収益の減額及び営業外収益に係る補助金、一般会計からの補助金の追加を行っております。

それと資本的支出に係る配水地更新費としまして、ろ過地の流量計の更新を追加でお願いしております。

その他、予算の調整を行っております。

第2条、収益的収入及び支出の補正。

収入です。

第1款、第1項、営業収益で、4,101万8,000円の減額。

同じく第2項、営業外収益で4,101万8,000円の増額を行っております。

第3条、資本的収入及び支出の補正です。

資本的収入が資本的支出に不足する額のうち、減債積立金処分量1万1,000円を増額しております。

補正前が2,236万1,000円でしたが、補正後は2,237万2,000円となるものです。

次に、予算説明書についてご説明いたします。

収益的支出、款1、項1、目1、節1、水道料金で4,101万8,000円の減額。

同じく款の1で項2、目5、節1、補助金4,101万8,000円の増額です。

一般会計からの補助金となっております。

次に、資本的支出です。

款1、項1、目4、節1、電気計装改修費で150万円の減額。

目の5、節の1、老朽管更新費で160万円の減。

同じ目の節3、配水地更新費として311万1,000円を今回新たに追加計上しております。
ろ過池の流量計の更新をするものです。

次に、予定損益計算書です。

営業収益としまして3,729万円の減となりますこちらは税抜との価格となります。

次に、営業外収益になりますが、4,101万8,000円の増となる予定です。

こちらは税込みです。

以上の結果から、当年度未処分利益剰余金が372万8,000円になる予定となっております。

次にキャッシュフロー計算書です。

当年度未処分利益剰余金が増加することによりまして、令和8年3月31日における資金期末残高が、327万8,000円増加する見込みとなっております。

最後に、予定貸借対照表です。

資産の部、当年度未処分利益剰余金の増加に伴い、資産合計が372万8,000円増となります。
負債の部分については増減はございません。

資本の部ですが、当年度処分利益剰余金の増加に伴い、資本合計が372万8,000円になる予定となっております。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いたします。

日程第12「議案第22号」

令和7年度多良木町下水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第12、議案第22号、令和7年度多良木町下水道事業会計補正予算第1号について説明を求めます。

林田建設課長。

○建設課長（林田裕一君）

議案第22号についてご説明いたします。

令和7年度多良木町下水道事業会計補正予算第1号、第1条としまして、令和7年度多良木町下水道事業会計の補正予算第1号は次に定めるところによるものでございます。

補正予算の内容につきましては議案説明資料にて説明をさせていただきます。

今回の下水道事業の補正予算につきましては、主な内容として、収益的収入及び支出において、令和6年度汚水処理負担金精算通知に伴う汚水処理負担金の増額補正及び消費税額の確定に伴う減額補正を行っております。

また、企業債償還に係る予算の組替えを行っております。

第2条で、収益的収入及び支出の補正としまして、支出です。

第1款、第1項、営業費用で900万1,000円の増額。

同じく第2項で、営業外費用としまして900万円の減額を行っております。

次に、予算説明書です。

収益的支出におきまして、款1、項1、目4、節1、流域下水道維持管理負担金900万1,000円の増です。

令和6年度、球磨川上流流域下水道における汚水処理負担金精算に伴います、負担金の追加請求による増額となっております。

次に、項の2、目2、節1、消費税で900万円の減額です。

令和6年度における消費税額の確定に伴う減額を行っております。

次に、予定損益計算書です。

税抜になりますが、汚水処理負担金精算金の追加請求に伴い、補正により、当年度未処分利益剰余金が818万2,000円減となる予定です。

次に予定キャッシュフロー計算書です。

当年度未処分利益剰余金が減少することに伴いまして、令和8年3月31日における資金期末残高が、818万2,000円減となる予定となっております。

次に、予定貸借対照表です。

税抜になりますが、資産の部で、当年度未処分利益剰余金の減少に伴いまして、資産合計は 818 万 2,000 円減となる予定です。

負債の部は増減ございません。

資本の部におきましては、当年度未処分利益剰余金の減少に伴いまして、資本合計が 818 万 2,000 円減となる予定となっております。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

日程第 13「議案第 23 号」

令和 7 年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 13、議案第 23 号、令和 7 年度多良木町介護保険特別会計補正予算第 1 号について、説明を求めます。

新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀英治君）

それでは、議案第 23 号、令和 7 年度多良木町介護保険特別会計補正予算第 1 号についてご説明申し上げます。

令和 7 年度多良木町の介護保険特別会計補正予算第 1 号は次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,504 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 16 億 5,276 万円とするものでございます。

詳細につきましては、議案説明資料のほうでご説明申し上げます。

今回の主な内容でございますが、まず歳入につきましては、介護サービス事業者における介護報酬不正請求に係る給付費等返還金を追加しております。

歳出でございますが、こちらにつきましては、当課におきまして、出産を控えている職員がおりますことから、職員の産休代替職員会計年度任用職員の任用のための人件費及び令和 6 年度事業費確定に伴います国等への返納分を追加しております。

事項別明細書の主なものでございますが、まず歳入です。

款の 3、項の 1、目の 1、介護給付費負担金、節 1 現年度分 47 万 9,000 円の減。

款の 4、項の 1、目の 1、介護給付費交付金、節 1 現年度分 86 万 2,000 円の減。

款の 5、項の 1、目の 1、介護給付費負担金、節 1 現年度分 55 万 8,000 円の減。

款の 7、項の 1、目の 1、介護給付費繰入金、節 1 現年度分 39 万 9,000 円の減。

同じく項の 2、目の 1、介護保険給付基金繰入金、節 1 介護保険給付基金繰入金 1,362 万 2,000 円の減となっております。

こちらはいずれも介護報酬不正請求に係る給付費等返納に伴う財源振替による減となっております。

款の 3、項の 1、目の 1、介護給付費負担金、節 2 過年度分 937 万 6,000 円の増。

令和 6 年度事業費確定に伴います国負担金追加交付分となっております。

款の 7、項の 1、目の 2、その他一般会計繰入金、節 1 事業費繰入金 183 万 6,000 円の増。

産休代替職員会計年度任用職員の人件費計上に伴います一般会計からの繰入れ分となっております。

款の 8、項の 1、目の 1、繰越金、節 1 繰越金 2,383 万 7,000 円の増。

今回補正の財源分として計上しております。

補正後の予算可能額は 9,562 万 8,000 円となっております。

款の 9、項の 2、目の 2、返納金、節 1 返納金 1,592 万円。

介護サービス事業者における介護報酬不正請求に係る給付費等返還金分として計上しております。

続きまして歳出です。

款の1、項の3、目の1、認定調査等費 183 万 6,000 円。

産休代替職員会計年度任用職員に係る人件費及び通勤手当相当分を追加しております。

款の2、項の4、目の1、高額医療合算介護サービス等費、節19 負担金補助及び交付金、負担金、高額医療合算介護サービス費 96 万 5,000 円の増。

こちらは対象見込み人数の増により不足分を追加しております。

款5 項の1、目の2、償還金、節22 償還金利子及び割引料、国県補助金等返納金 2,392 万 6,000 円の増となっております。

内訳としましては記載のとおりとなっております。

款の5、項の2、目の1、一般会計繰出金 832 万 2,000 円。

いずれも令和6 年度事業費確定に伴います返納分を追加しております。

末尾に給与費明細書を添付しております。

以上で説明終わります。

どうぞよろしくお願いたします。

日程第14「議案第24号」

令和7年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第14、議案第24号、令和7年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について、説明を求めます。

竹下住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（竹下政孝君）

それでは、議案第24号、令和7年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号をご説明いたします。

令和7年度多良木町の後期高齢者医療特別会計補正予算第2号は次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ66万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億352万2,000円とするものでございます。

ここから先の説明は議案説明資料を用いて説明いたしますので、そちらをお開きください。

今回の補正の主な内容でございますが、令和6年度分後期高齢者医療保険料等の負担金確定に伴う補正となっております。

事項別明細書の主なものでございますが、歳入です。

款の5、項の1、目の1、繰越金 66 万 7,000 円。

歳出予算の財源として予算化するものでございます。

次に歳出です。

款の2、項の1、目の1、後期高齢者医療広域連合納付金 66 万 7,000 円。

節18 負担金補助及び交付金。

負担金でございますが、令和6年度後期高齢者医療保険料等の負担金確定に伴う増額補正という内容です。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いたします。

日程第15「議案第25号」

令和6年度多良木町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第15、議案第25号、令和6年度多良木町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、説明を求めます。

林田建設課長。

○建設課長（林田裕一君）

議案第 25 号、令和 6 年度多良木町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてご説明いたします。

1、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、令和 6 年度多良木町上水道事業会計未処分利益剰余金 6,753 万 9,576 円のうち、減債積立金取崩し額 3,055 万 9,781 円を自己資本金に組入れ、当年度純利益 3,697 万 9,795 円のうち、697 万 9,795 円を減債積立金に、3,000 万円を建設改良費に積み立てるものとするものです。

2、法第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度多良木町上水道事業会計決算を、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

これより先は議案説明資料にて説明させていただきます。

主な内容としまして、令和 6 年度末給水戸数は 3,502 戸でございました。

前年度より 33 戸減です。

同じく、6 年度末の給水人口は 8,650 人でございまして、前年度比 49 人の減でございます。

当年度末の未処分利益剰余金は 6,753 万 9,576 円でございます。

内訳としましては、純利益 3,697 万 9,795 円、減債積立金取崩額 3,055 万 9,781 円でございます。

まず最初に 1、決算報告書でございます、税込みになります。

収益的収入及び支出です。

収入です。

第 1 款、水道事業収益 1 億 7,223 万 226 円でございます。

前年度比 113 万 3,353 円の減収となっております。

要因としましては、営業収益における給水収益の増加及び営業外収益における他会計補助金、長期前受金戻入れの減少によるものとなっております。

支出です。

第 1 款、水道事業費用として 1 億 3,075 万 5,988 円。

前年度比 608 万 2,409 円の増となっております。

要因としましては、価格上昇に伴う委託料、配水管等の修繕の増加となっております。

次に、資本的収入及び支出です。

収入です。

第 1 款、資本的収入決算額欄になりますが、112 万 8,000 飛んで 2 円でございます。

前年度比 396 万 4,998 円の減少となっております。

要因は、老朽管更新時における消火栓更新費用負担金の減少によるものです。

次に支出です。

第 1 款、資本的支出、同じく決算額欄です。

8,237 万 4,974 円、前年度比 250 万 8,270 円の減少となっております。

要因は企業債償還額の減少によるものとなっております。

次に、資本的収入が資本的支出額に不足する額の補填としまして、決算報告書の欄外に記載しておりますが、資本的収入が資本的支出に不足する額 8,124 万 6,972 円は、当年度損益勘定留保資金 5,068 万 7,191 円と、減債積立金処分別取崩し額になりますが、3,055 万 9,781 円で補填しております。

次に、損益計算書になります。

1、営業利益、営業収益から営業費用を引いた金額ですが、2,494 万 9,755 円でございます。前年度比 1,565 万 4,300 円の増となっております。

要因は、令和 5 年度に行いました水道料金の減免事業が終了したことに伴いまして、給水収益が増加したためでございます。

次に、経常利益です。

経常利益につきましては、営業利益と営業収益を足し、それから営業外費用を差し引いた額になります。

3,697 万 9,795 円でございます。

前年度比 808 万 3,349 円の減少となっております。

要因は、水道基本料金減免事業終了に伴う営業外収益における他会計補助金が減少したため

でございます。

次に、当年度純利益です。

3,697万9,795円でした。

前年度比808万3,349円の減少となっております。

次に、その他未処分利益剰余金変動費です。

3,055万9,781円でした。

前年度比509万2,837円の増となっております。

資本的収支予算における不足額補填のため、減債積立金を取崩したことによるものです。

次に当年度未処分利益剰余金、6,753万9,576円でございます。

前年度比299万512円の減少となっております。

次に、剰余金計算書になります。

剰余金計算書につきましては、当年度末において上水道事業における資本の状況を表整理したもので、剰余金処分前の状況について記載をしております。

次に、貸借対照表です。

固定資産合計額になります。

12億999万833円でございます。

前年度比1,732万、もとい、1,737万2,048円の減少となっております。

減価償却累計額の増加によるものです。

流動資産の合計です、次に。

3億309万3,607円でございます。

前年度比254万8,083円の減少です。

要因は、水道使用料減免措置の終了に伴う減少となります。

資産合計です。

15億1,308万4,440円となりました。

前年度比1,992万131円の減少です。

次に、キャッシュフローです。

業務活動、投資活動、財務活動における各キャッシュフローの合算によりまして、資金増加額200万445円、前年度比4,202万3,172円の減少、資金期末残高、2億9,692万8,279円、前年度比200万445円の減増となっております。

要因としまして、当年度純利益の減少、有形固定資産の取得による支出の増加となっております。

次に、剰余金処分計算書になります。

未処分利益剰余金6,753万9,576円でございます。

内訳としては、減債積立金取崩し額3,055万9,781円を自助、自己資本金に組入れ、当年度純利益3,697万9,795円のうち、697万9,795円を減債積立金へ積立てし、3,000万円を後年度における施設の更新費用として、建設改良費を積み立てるものとするものでございます。

工事費です。

まず工事費等ですが、6年度における工事費等は5,056万6,867円でございます。

前年度比558万5,637円の増でございます。

内訳としては、そのうち量水器、いわゆるメーターの交換費用が260万8,100円でございます。

前年度比148万5,220円の増となっております。

次に、修繕工事等が800万6,771円でございます。

前年と比べますと480万95円増となっております。

次に業務になります。

給水戸数3,502戸でございます。

前年比33戸減少、給水人口は8,650人、前年比49人の減少、期間有収水量は95.5%で前年度比4.1%の減少となっております。

要因は、漏水等の増加によるものです。

供給単価183.61円、前年度比26.11円の増となっております。

要因は、交付金事業に係る料金減免制度の終了に伴いまして、給水収益が増収となったこと

によるものです。

給水原価は 138.94 円でした。

前年度比 2.91 円の増となっております。

要因は物価上昇等により経常費用より支出が増加したことによるものです。

供給単価が給水原価を上回っていることから、健全経営状態であると言えます。

次に、会計です。

企業債ですが、借入れはございません。

年度内の償還額ですが、6 年度における償還額は 3,180 万 8,107 円でした。

前年度比 809 万 3,907 円の減少となっております。

年度末における企業債の残高ですが、6,837 万 8,259 円です。

前年度比 3,180 万 8,107 円減少しております。

次に、事業収入状況です。

国の交付金事業に係る水道料金の減免措置が終了し、給水収益が増加し補助金が減少となったものです。

最後に、付属明細書を添付しております。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いたします。

○議長（宇佐信行議員）

ここですすね、昼食のため暫時休憩をしたいと思います。

午後は一時より開会いたします。

（午前 11 時 51 分休憩）

（午後 1 時 00 分開議）

日程第 16「議案第 26 号」

令和 6 年度多良木町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○議長（宇佐信行議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第 16、議案第 26 号、令和 6 年度多良木町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、説明を求めます。

林田建設課長。

○建設課長（林田裕一君）

それでは、議案第 26 号、令和 6 年度多良木町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてご説明いたします。

地方公営企業法、以下法と言う。

第 32 条第 2 項の規定により、令和 6 年度多良木町下水道事業会計未処分利益剰余金 784 万 9,335 円のうち、当年度純利益 784 万 9,335 円を全額減債積立金に積み立てるものとする。

法第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度多良木町下水道事業会計決算を、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。

以降は議案説明資料にて説明いたします。

主な内容としまして、令和 6 年度末下水道処理区域内人口は 5,369 人でした。

前年度比 170 人の減。

令和 6 年度末接続戸数は 1,786 件、前年度比 15 件の減です。

令和 6 年度末接続率 87.87%、前年度比 2.15%の増。

当年度未処分利益剰余金 784 万 9,335 円。

内訳としまして、当年度純利益 784 万 9,335 円でございます。

1、決算報告。

（1）収益的収入及び支出です。

まず最初に、収入第 1 款、下水道事業収益 3 億 1,274 万 1,218 円。

次に、支出第 1 款、下水道事業費用 3 億 967 万 3,833 円。

公営企業会計移行したことに伴いまして、消費税の調整額が発生したことにより支出が増加しております。

次に、(2) 資本的収入及び支出。

収入です。

第1款、資本的収入 5,502 万 7,000 円。

主な収入は企業債及び一般会計からの出資金となっております。

次に、支出第1款、資本的支出 1 億 5,265 万 9,250 円。

主な支出は、球磨川流域下水道事業建設負担金及び企業債の元金償還となっております。

次に、資本的収入額が資本的支出額に不足する額の補填についてです。

決算報告書の欄外に記載しておりますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額 9,763 万 2,250 円は、当年度損益勘定留保資金 9,762 万 5,685 円と、当年度未処分利益剰余金 6,565 円で補填しております。

続きまして、2、損益計算書です。

税抜になります。

営業利益。

営業収益から営業費用を差し引いた額ですが、1 億 5,719 万 3,322 円の減となっております。

減といたしますか、赤字となっております。

次に、経常利益、営業利益と営業外収益を足した合算額表から営業外費用を引いた額で、876 万 2,085 円となっております。

次に(3) 当年度純利益 784 万 9,335 円でございます。

(4) 当年度未処分利益剰余金 784 万 9,335 円でございます。

次に、3、剰余金計算書、税抜です。

剰余金計算書につきましては、当年度末において下水道事業における資本の状況を表整理したもので、剰余金処分前の状況について記載をしております。

減債積立金への積立て前の状況となっております。

次に、4、貸借対照表、税抜です。

(1) 固定資産 41 億 6,340、もとい、41 億 6,034 万 1,389 円でございます。

次に、(2) 無形固定資産ですが、4 億 2,207 万 629 円でございます。

こちらは球磨川上流流域下水道施設利用権となっております。

(3) 投資その他資産 1 億 8,711 万 3,000 円でございます。

下水道基金となっております。

(4) 流動資産 4,887 万 9,496 円でございます。

現金及び未収金等でございます。

(5) 資産合計としましては 48 億 1,840 万 4,514 円でございます。

次に、5、キャッシュフロー計算書です。

業務活動、投資活動、財務活動における各キャッシュフローの合算によりまして、資金増加額は 1,371 万 745 円でございます。

これによりまして、資金の期末残高は 4,412 万 5,726 円となりました。

6、剰余金処分計算書でございますが、案でございますが、未処分利益剰余金 784 万 9,335 円を減債積立金へ後年度における企業債の償還金財源として積立てるものでございます。

8、工事費税込みになりますが、(1) 修繕工事等でございます。

319 万 6,248 円でございます。

汚水桝等の修繕、その他マンホールポンプのオイル交換等でございます。

(2) 流域下水道施設利用権 2,026 万 2,000 円でございます。

これは球磨川上流流域下水道事業建設負担金として支出した金額となっております。

次に、9、業務(1) 業務量ですが、下水道処理区域内人口は 5,369 人、前年度比 170 人の減。町内全人口は 8,198 人でございます。前年度比 236 人。

接続人口利用者数ですが、4,718 人、前年度比 30 人の減。

接続戸数利用戸数になりますが、1,786 戸、前年度比 15 戸の減となっております。

水洗化率につきましては、87.87%、前年度比より 2.15%増加しております。

使用料単価でございますが、141.31 円でございます。

事業収入に関する事項から事業費用に関する事項を差引きました額は、当年度純利益となっております。

次に、10 会計（1）企業債、借入れが 1,900 万円でございます。

こちらは球磨川上流流域下水道事業建設負担金の財源として借入れております。

次に、年度企業、年度末における企業債の残高ですが、9 億 5,064 万 7,916 円でございます。前年度よりも 1 億 1,339 万 7,250 円減少しております。

最後に 11、付属明細書を添付しております。

以上で報告を終わります。

よろしく願いいたします。

日程第 17「議案第 27 号」

令和 6 年度多良木町一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 17、議案第 27 号、令和 6 年度多良木町一般会計歳入歳出決算の認定について、説明を求めます。

東総務課長。

○総務課長（東 健一郎君）

それでは、議案第 27 号についてご説明申し上げます。

令和 6 年度多良木町一般会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度多良木町一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

説明につきましては、議案説明資料のほうをお願いいたします。

まず、令和 6 年度一般会計特別会計多良木町歳入歳出決算書別冊の部分でございますが、まず歳入の抜粋でございますが、歳入合計というところでございますが、予算現額が 84 億 8,678 万 8,000 円、調定額が 83 億 8,009 万 9,152 円、収入済額が 83 億 4,248 万 6,863 円、不納欠損額が 970 万 2,103 円、収入未済額が 2,791 万 186 円となっております。

次に歳出の抜粋でございますが、歳出合計ということで、予算現額が 84 億 8,678 万 8,000 円、支出済額が 78 億 675 万 5,806 円、翌年度繰越し額が 4 億 7,005 万 9,000 円、不用額が 2 億 997 万 3,194 円となっております。

続きまして、実質収支に関する調書ということで、これも抜粋でございます。

区分の 3 の歳入歳出差引額が 5 億 3,573 万 1,000 円。

4 の翌年度へ繰り越すべき財源といたしまして、1 の継続費部分につきましては 0 円、2 の繰越明許費繰越額が 5,526 万 2,000 円、3 の事故繰越繰越額は 1,070 万 4,000 円、合計が 6,596 万 6,000 円となっております。

実質収支額につきましては、4 億 6,976 万 5,000 円となっております。

続きまして、決算書資料財政分析等でございますが、データにつきましてはメタ文字の令和 6 年度決算関係書類の 50 ページから掲載しております。

地方財政状況調査、決算統計と呼んでおりますが、これの要領に基づいて作成しており、この調査は全国的に統一した視点で財政分析を行い、各自治体間の財政状況を比較できる調査となっております。

調査要領によりまして金額の科目の移動等を行っているため、決算書の各款の金額と一致しない部分がございますのでご容赦願いたいと思います。

まず 1 の歳入決算額の推移ということで、令和 4 年度から令和 6 年度の 3 年度分、各決算額と伸び率、令和 6 年度につきましては、対前年度増減額も記載いたしておるところでございます。

というところで令和 6 年度分の抜粋の部分でございますが、まず款の 1 の町税からでございます。

決算額は 8 億 607 万 2,000 円、伸び率がマイナスの 6.1%、増減額が 5,215 万 3,000 円の減となっております。

主な理由につきましては、市町村民税個人分が定額減税等により 4,264 万 1,000 円の減、固定資産税家屋分が評価替により、253 万 3,000 円の減となっております。

続きまして地方譲与税ですが、決算が 1 億 1,218 万 5,000 円、11.3%の増、1,137 万 5,000 円の増となっております。

主に森林環境譲与税が 1,173 万 6,000 円増えたものでございます。

少し飛ばしまして 9 の地方特例交付金の部分からでございます。

決算額は 3,673 万 9,000 円、615.5%の増、3,160 万 4,000 円の増となっておりますが、これは定額減税減収補填分が新項目として追加されたたとして追加されたため、3,086 万 8,000 円増となっております。

次の地方交付税でございますが、決算額が 34 億 1,574 万 3,000 円、3.0%増、9,937 万 9,000 円の増ということで、普通交付税が 9,743 万 8,000 円の増、特別交付税が 194 万 1,000 円の増となっております。

次に一つ飛ばしまして分担金及び負担金でございますが、2,830 万 5,000 円でございます。

決算額ですが、7.7%の減ということで、234 万 7,000 円の減でございます。

これは国営川辺川総合土地改良事業費負担金が 667 万 3,000 円減っておるものでございます。

次に使用料及び手数料ですが、決算が 1 億 390 万 3,000 円の増でございます。

1.9%の増、188 万 8,000 円の増でございます。

これはふれあい交流センター使用料が 118 万円増えておるのが主な理由でございます。

次に国庫支出金でございます。

10 億 8,744 万 2,000 円でございます。

15.8%の減ということで、2 億 364 万円の減となっております。

理由といたしましては、学校施設環境改善交付金が 3 億 7,887 万 9,000 円の減、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が 1 億 1,965 万 7,000 円減っておるのが主な理由でございます。

続きまして、県支出金でございます。

決算額は 7 億 7,134 万 5,000 円、4.0%の減ということで、3,204 万 4,000 円減っております。

理由としましては、令和 2 年災林地道用施設災害復旧費県補助金が 3,287 万 7,000 円の減、物価高騰対応生活者支援県交付金が 1,656 万 8,000 円の減となっております。

次に財産収入でございますが、決算額が 9,106 万 7,000 円、49.8%の増ということで、3,027 万 7,000 円増えて円増えております。

理由といたしましては、町有林立木売払い収入が 2,808 万 2,000 円ほど増えております。

次に寄附金でございます。

決算が 2 億 8,890 万 8,000 円、46.6%の増、9,183 万 3,000 円の増でございます。

ふるさと応援寄附金が 8,903 万 1,000 円増えております。

ちなみに令和 5 年度が 1 億 9,264 万 7,000 円、6 年度が 2 億 8,167 万 8,000 円でございます。

次に繰入金でございます。

決算が 6,241 万 4,000 円、15.5%の減、1,149 万 2,000 円の減でございます。

森林環境譲与税基金取替金が 4,026 万 8,000 円の減、介護保険特別会計繰入金が 1,091 万 3,000 円の減となっております。

次に繰越金でございます。

決算が 5 億 9,976 万 7,000 円、40%の減ということで、4 億 18 万 7,000 円の減となっております。繰越事業充当財源分が 4 億 1,951 万 9,000 円の減、これは主に中学校校舎移転関係でございます。

また純繰越金が 1,933 万 2,000 円増えておるところでございます。

一つ飛ばしまして、町債につきましてはでございますが、決算が 5 億 6,284 万 1,000 円、23.1%の増、1 億 546 万 9,000 円の増となっております。

非常用発電設備整備事業が 1 億 7,700 万円増、また社会資本整備総合交付金道路事業が 6,020 万円増えておるところでございます。

歳入合計といたしましては、83 億 4,248 万 7,000 円ということで、マイナスの 3.3%、2 億 8,540 万 1,000 円減となっております。

続きまして 2 の歳出決算額の推移ということでございますが、歳入と同様に記載いたしておる

ところでございます。

まず1の予算款別抜粋についてご説明申し上げます。

款ごとに記入しております。

まず議会費でございますが、決算額が6,569万5,000円、9.4%の減、682万6,000円の減となっております。公用車購入が355万円。

これはちょっとすいません、議員共済が237万6,000円の減ということでございます。

次に総務費、15億9,338万5,000円、15.4%の増、2億1,247万8,000円の増ということで、公共施設整備基金積立が1億6,022万4,000円の増、ふるさとづくり納税寄附基金積立が6,683万8,000円の増となっております。

次に民生費でございます。

21億9,949万円でございます。5.2%の増、1億793万3,000円増でございます。

低所得者支援及び定額減税補足給付金が7,131万円増えております。

また住民税非課税世帯緊急生活支援金が3,045万円増えておるところでございます。

続きまして衛生費、決算額が6億7,694万3,000円ということで、前年度と伸び率は一緒でございます。

19万6,000円の減ということでございます。

これにつきましては、公立病院企業団老人保健施設建設事業負担金が2,922万2,000円、減っております。

終了でございます。

また予防接種委託料が1,430万円増えておるところでございます。

続きまして農林水産業費でございます。

決算額が6億2,747万7,000円、16.7%の増、8,961万9,000円の増でございます。

森林普及啓発道災害復旧工事が4,662万2,000円の増。

林業木材産業生産性強化対策事業補助が1,311万5,000円の増。

続きまして商工費でございますが、9,833万円の決算額でございます。0.5%の増、44万6,000円の増でございます。

都市農山村交流施設修繕料が124万8,000円の増、イルミネーション用各種備品が299万2,000円の減となっております。

次に土木費。

決算が5億5,016万円ちょうどでございます。48.3%の増、1億7,924万1,000円の増でございます。

下水道事業会計補助が1億2,625万9,000円の増、社会資本整備総合交付金道路事業費が、道路事業費の町道改良舗装事業が5,838万3,000円増えておるところでございます。

続きまして消防費、決算が4億9,617万9,000円、51.4%の増ということで、1億6,847万8,000円の増でございます。

庁舎防災用非常用電源設備整備工事が1億8,049万3,000円の増、上球磨消防組合負担金が1,989万円の増となっております。

次に教育費、決算が5億2,686万1,000円でございます。66.9%の減、10億6,682万7,000円の減となっております。

中学校校舎改築事業が11億3,341万6,000円の減、また学校給食賄材料費が2,953万9,000円の減となっております。

続きまして災害復旧費、決算が3億3,788万2,000円、36.6%の増ということで、9,045万8,000円の増でございます。

公共土木施設災害復旧事業費が1億1,477万4,000円の増、農業用施設災害復旧事業が1,554万円の増、林業用施設災害復旧事業が2,136万8,000円の減、くま川鉄道災害復旧事業が1,848万8,000円の減となっております。

次に公債費でございますが、6億3,435万4,000円の決算でございます。0.6%の増、383万1,000円の増でございます。元金が3,117万9,000円増えておりました。利子が65万2,000円増えております。

合計が78億675万6,000円ということで2.8%の減で、2億2,136万5,000円減額と、減っております。ところでございます。

続きまして2の節別合計ということで、これを抜粋いたしております。

まず、報酬でございますが決算額が1億8,542万9,000円、伸び率が5.6%の増、985万3,000円の増となっております、会計年度任用職員が1,392万2,000円増えておるところでございます。

次に給料でございますが、決算が4億2,538万1,000円、1.2%の増、488万3,000円の増で、職員給が623万9,000円の増、特別職給が135万6,000円の減となっております。

次に職員手当の内のその他の手当が2億5,975万1,000円の決算でございますが、15.2%の増でございます。

3,423万円の増となっております、期末勤勉手当会計年度任用職員分が、2,295万5,000円増、期末勤勉手当の会計年度任用職員以外分が739万8,000円の増となっております。

次に、超過勤務手当でございますが、決算が2,133万6,000円、8%の減ということで、185万8,000円の減となっております。

熊本県知事選挙費が283万7,000円の減、町議会議員選挙費が194万7,000円の減、農業総務費が152万4,000円の減となっております。

次に退職手当でございますが、決算が9,209万円、290.6%の増、6,851万2,000円の増でございます。

これは退職者が前年比で0名から3名になったことにより、6,851万2,000円増えておるところでございます。

続きまして教材費でございます。

決算が1億6,021万円、1.1%の減ということで180万2,000円の減でございます、職員共済が3,003万6,000円の減、議員共済が237万6,000円の減、社会保険料が223万5,000円増えておるところでございます。

続きまして、報償費でございます。

決算が2,840万7,000円、22.7%の減、834万1,000円の減でございます、地域活動支援事業が、606万円の減、農林商工担い手就業祝い金が160万円の減となっております。

続きまして旅費のうち費用弁償でございますが、決算が729万1,000円、8.3%の減、66万4,000円の減でございます、議会各委員会旅費が92万5,000円の減、農業委員研修会費等が22万7,000円の減となっております。

続きまして普通旅費でございます、決算が482万3,000円、1.8%の減、8万7,000円の減でございます、総務一般管理費が38万7,000円の減、企業誘致対策費が24万5,000円の増となっております。

次に交際費でございますが、決算が76万1,000円、39.1%の増ということで、21万4,000円増えております。

町長交際費が20万6,000円増、議会交際費が8,000円の増となっております。

続きまして需用費でございます、まず消耗品費決算が5,971万9,000円、6.7%の増、376万7,000円の増ということで、多良木小学校費が602万円の増、久米小学校費が388万3,000円の増。

燃料費でございますが、決算が1,279万7,000円、4.8%の伸びということで、58万7,000円の増です。

ふれあい交流センター管理費が66万3,000円の増、一般管理費が9万4,000円の増となっております。

続きまして食糧費でございます。

決算が199万5,000円ということで、29.1%の増、45万円の増でございます。

非常備消防費が47万8,000円の増、衆議院議員選挙費が11万1,000円の増でございます。

次の印刷製本費が、決算が1,428万7,000円、38.9%の増。

400万3,000円の増となっております。

電算管理費が100万2,000円の増、介護保険整備事業費が70万2,000円の増となっております。

続きまして光熱水費、決算が8,106万3,000円、10.2%の増、748万3,000円の増ということで、ふれあい交流センター管理費が363万円の増、防犯対策費が69万4,000円の増でございます。

続きまして修繕料が決算が9,987万1,000円、29.2%の増、2,259万7,000円の増でございます。球磨川水系防災減災事業費が825万7,000円の増、応急復旧費が574万円の増となっております。

次に賄材料費ですが、4,727万円の決算ということで、17.4%の増、700万4000円の増でございます。

学校給食費が3,661万2,000円の増、えびすの湯が2万8,000円の増となっております。

続きまして、医薬材料費が決算が30万7,000円、18.4%の減、6万9,000円の減ということで、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業が7万9,000円減っておるところでございます。

続きまして役務費、決算が5,674万6,000円、6.5%の増ということで、347万4,000円の増でございます。手数料、289万5,000円の増、広告費が26万1,000円増えておるところでございます。

続きまして委託料でございます。

決算額が7億7,377万1,000円、11.7%の増、8,110万2,000円の増でございます。電算関係保守委託料が2,188万4,000円の増、自治体情報システム標準化業務委託料が2,156万円の増となっております。

続きまして使用料及び賃借料でございますが、決算が1億847万9,000円、8.2%の増、824万3,000円の増となっております。電算ソフトウェア使用料が628万2,000円の増、職員用パソコンリース料が162万3,000円の増となっております。

次に工事請負費でございますが、決算が7億6,038万7,000円、ということで44.7%の減、6億1,399万8,000円の減でございます。中学校校舎改築事業費が10億7,660万3,000円の減でございます。

令和2年災林業用施設災害復旧工事が3,341万円の減となっております。

次に原材料費でございますが、決算が90万3,000円、13.2%の増ということで10万5,000円増えております。

しごと創生支援住宅管理費原材料費が17万4,000円増えております。

続きまして、公有財産購入費が決算が89万2,000円、36.6%の増、23万9,000円の増でございます。公共土木施設災害復旧事業用地買収費が13万7,000円の増、社会資本整備総合交付金道路事業用地買収費が9万7,000円の増となっております。

続きまして備品購入費でございます。

決算額が3,654万5,000円で48.7%の減、3,470万4,000円の減でございます。中学校各種備品が1,715万円の減、中学校用木製建具が1,270万6,000円の減でございます。

続きまして負担金補助及び交付金でございますが、まず負担金の決算が12億7,654万1,000円、1.0%の増ということで、1,315万7,000円増えております。

これは上球磨消防組合への負担金が1,989万円の増、また公立多良木病院老人保健施設建設事業が2,922万2,000円減っております。

次に補助金でございます。

決算額は5億4,938万5,000円、31.7%の増、1億3,212万7,000円の増でございます。下水道事業会計補助が1億2,625万9,000円増えておまして、またふるさと応援寄附事業補助が2,192万円増えております。

次に交付金でございますが、決算が4億8,710万8,000円、34.6%の増、1億2,515万1,000円の増でございます。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業の低所得者支援及び定額減税補足給付金が7,131万円増えております。

続きまして、扶助費でございます。

決算が7億2,643万2,000円、4.0%の増ということで、2,814万8,000円増えておまして、介護訓練等給付費が1,632万6,000円の増、児童手当が1,456万5,000円の増となっております。

続きまして、補償補填及び賠償金でございますが、決算が112万8,000円、86.8%の減、739万4,000円の減ということで、町道中島線移転補償費が802万3,000円減しておるところでございます。

続きまして償還金利子及び割引料ということで、決算が6億6,127万6,000円、1.2%の増、

759万円の増となっております、予防費の国県補助金等返納金が378万5,000円増えています。

また児童措置費の国県補助金等返納金が、172万6,000円減っております。

次に、投資及び出資金でございますが、決算額が3,602万7,000円ということでこれは全て増えております。

下水道事業会計出資金3,602万7,000円の増ということでございます。

続きまして積立金でございますが、決算額が4億4,060万7,000円、1.8%の増、785万3,000円の増ということで、公共施設整備基金積立が1億6,022万4,000円増、また町づくり推進事業基金積立が1億4,966万7,000円減っております。

次に、公課費でございます。

決算が85万3,000円、0.8%の減ということで7,000円の減でございます。

自動車重量税が7,000円減っております。

次に繰出金でございます。

決算が3億8,688万8,000円、29.2%の減円、1億5,924万円の減ということで、下水道関係でございますが、1億5,837万8,000円の減、デジタル田園都市国家構想交付金事業が1,370万2,000円の減、国保特会分でございますが、549万4,000円の減となっております。

また介護特会への繰り出しが1,129万4,000円の増、後期高齢者医療関係が549万1,000円の増、財産区関係が154万9,000円の増となっております。

歳出の合計が78億675万6,000円ということで、2.8%の減、2億2,136万5,000円減というところでございます。

続きまして、3の普通会計決算統計による財政分析資料というものを付けておまして、まず(1)の標準財政規模につきましては、42億7,184万4,000円でございます。

前年度と比較いたしまして5,403万9,000円の増。

これにつきましては、普通交付税と地方譲与税等の増によりまして、標準財政規模が増えたところでございます。

この標準財政規模につきましては地方公共団体の通常収入されると考えられる経常的一般財源の規模を示す指数となっております。

次続きまして、(2)の財政力指数でございますが、0.23でございます。

この数値は前年と同じでございます。

これは3年平均で出すものですから、単年度では0.1下がりましたが、3ヶ年平均としては同数となっております。

この財政力指数につきましては、地方公共団体の財政力を示す指数であり、指数が高いほど財政力が高いと判断されておるところでございます。

続きまして、(3)の実質収支比率が11.0%でございます。

前年度と比較しますと0.3%の減ということで、これは標準財政規模の増加によるところでございます。

この実質収支比率につきましては、この比率が過度に大きい場合、一般財源に対して行政サービスが不足していることを示す数値でございます。

次に、(4)の経常収支比率でございますが、83.5%でございます。

前年と比較いたしますと1.0%の増ということで、退職手当負担金の増と普通交付税の増によるものでございます。

この経常収支比率につきましては、経常的な経費に経常的な収入がどの程度充当されているかの比率で、70%から80%が理想とされておるところでございます。

続きまして(5)の実質公債費比率につきましては、9.0%でございますが、前年と同じでございます。

この数値につきましては、起債返済額の収入に対する比率でございますが、比率が低いほど返済の負担が軽いという数値でございます。

次の(6)の収入の状況といたしましては、1歳入決算額の推移と重複いたしますが、5年分を資料として掲載しております。

下の表につきましては、町税の内訳は掲載しております。

続きまして(7)の性質別経費の状況ということでございますが、歳出の節を地方財政状況調

査の性質別に区分して、5年分を掲載いたしております。

その部分は抜粋でございますが、区分を義務的経費、投資的経費、その他の経費と分けておりました、それぞれ決算額、構成比、伸び率をお示しいたしておるところでございます。

また増減要因につきましては、2の決算歳出決算額の推移の(2)の節別合計のとおりでございます。

続きまして(8)の地方債現在高の状況でございますが、地方債の種類ごとに区分して掲載いたしておるところでございます。

これも抜粋いたしておりますが、合計の部分でございます。

令和5年度末の現在高が61億6,042万4,000円の起債現在高でございます、令和6年度の発行額が5億6,284万1,000円でございます。

これに対します令和6年度の償還額につきましては、元金が6億1,575万2,000円、利子が1,860万2,000円ということで6億3,435万4,000円償還しておるところでございます、6年度末の現在高が61億751万3,000円という状況でございます。

次に起債関連でございますが、懸念事項といたしましては、防災行政無線デジタル化整備事業や中学校校舎改築事業等の大型事業に伴う償還が開始となり、また今後も状況次第でございますが、大型事業が控えておりました、償還金の増加、公債費負担率の増加が懸念されるところではございます。

続きまして(9)の地方債借入先及び利率別現在高の状況でございますが、借入先利率ごとに掲載しておりました、利率につきましては、0.5%以下のものが大半を占めておるところでございます。

最後になりますが、令和6年度決算における地方消費税交付金、社会保障財源化分が充てられております社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費ということで、表を掲げておりますが、その表は各事業名を掲載しておりました、地方消費税交付金の中の社会保障財源化分、一般財源の対象事業への按分割当調査資料となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宇佐信行議員）

1時間ほどたちましたので、ここで暫時休憩いたします。

(午後13時51分休憩)

(午後13時59分開議)

日程第18「議案第28号」

令和6年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について

○議長（宇佐信行議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第18、議案第28号、令和6年度多良木町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について、説明を求めます。

竹下住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（竹下政孝君）

それでは、議案第28号、令和6年度多良木町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度多良木町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

ここから先の説明は議案説明資料を用いて行いますので、そちらをお開きください。

まず主な内容の欄でございますが、令和6年度末の国民健康保険加入世帯数が1,227世帯、前年度比80世帯の減となっております。

また被保険者数につきましては1,901名、前年度比136名の減です。

次に歳入総額でございますが、11億5,247万1,720円、前年度比1億2,546万9,554円の減

です。

歳出総額 11 億 2,194 万 6,222 円、前年度比 8,692 万 1,453 円の減となっております。

歳入歳出差引額 3,052 万 5,498 円は、令和 7 年度の繰越金となります。

ここからは事項別明細書の主なものをご説明いたします。

歳入です。

款の 1、項の 1、目の 1、一般被保険者国民健康保険税。

調定額が 2 億 4,581 万 7,881 円で、収入済み額が 1 億 9,049 万 8,437 円、前年度比 2,034 万 3,588 円の減となっております。

なお収納率は現年度課税分で 98.90%、前年度より、0.62%増です。

滞納繰越し分は 15.52%、前年度より 2.39%増と、いずれも向上しております。

なお不納欠損額につきましては 1,742 万 1,181 円、地方税法第 15 条の 7 による不納欠損処分 19 名分を行っております。

その内訳としましては財産なしが 17 名と、所在不明が 2 名となっております。

次に款の 4、項の 1、目の 1、保険給付費等交付金、収入済額 8 億 882 万 5,139 円、前年度比 8,193 万 6,662 円。

節の 1 で、普通交付金、7 億 6,529 万 139 円で、こちらは 4,333 万 662 円の減となっております。

これは保険給付費に対する県からの交付金で、療養給付費の減が主な要因となっております。

次に、款の 6、項の 1、目の 1、一般会計繰入金。

収入済額 6,937 万 8,692 円、前年度比 1,169 万 3,778 円。

内訳としましては、保険税軽減分被保険者支援分の対象者が 1,248 人、未就学児均等割保険料繰入金対象者が 37 名となっております。

また出産育児一時金が 5 名分、これは前年度より 1 名減っております。

産前産後保険料繰入金、対象者 2 名が内訳となっております。

次に、款の 8、項の 3、目の 4、雑入。

収入済額 702 万 2,487 円、前年度比 199 万 1,528 円。

これは令和 5 年度診療報酬の精算に伴うものでございます。

ここからは歳出になります。

款の 2、項の 1、目の 1、療養給付費。

支出済額 6 億 6,479 万 4,142 円、前年度比 4,237 万 25 円。

これは病院受診時の町の負担分となっております。

同じく項の 2、目の 1、高額療養費。

支出済額 1 億 564 万 3,713 円、前年度比 149 万 804 円。

これは医療費の限度額を超えた分の町の負担分となります。

次に、款の 3、国民健康保険事業費納付金。

支出済額 3 億 409 万 8,924 円、前年度比 321 万 9,283 円の増です。

これは県から示された納付額を支出したものでございます。

次のページになります。

款の 6、保健事業費。

支出済額 2,458 万 4,910 円、前年度比 47 万 1,098 円。

国保被保険者に対する保健事業、この中には医療費通知や特定健診、人間ドック等などがございしますが、に関する支出になります。

特定健診の受診率は 58.1%となっております。

次に、款の 7、項の 1、目の 1、国民健康保険給付基金積立金。

支出済額 25 万 5,000 円、前年度比 25 万 3,000 円の増。

基金利子相当分を積立てしてございまして、積立後の基金残高は 1 億 7,823 万 8,000 円となっております。

次に、款の 8、諸支出金。

支出済額 635 万 1,600 円、前年度比 5,126 万 3,400 円の減。

これは保険税の還付、国県補助金等返納金、直営診療施設勘定繰出金などに関する支出となっております、その内訳としまして、保険税還付金が 69 万 8,600 円、これは 36 件分です。

その他の償還金として 95 万 6,000 円あります。

この中身は国県補助金等の返納金で保険給付費等交付金特別交付分が 95 万 4,000 円。

残りは健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金と社会保障税番号システム整備費等補助金それぞれ 1,000 円ずつとなっております。

あと、直営診療施設勘定繰出金 469 万 7,000 円。

こちらは前年度比 3,980 万 1,000 円、これは公立多良木病院企業団において取り組まれた特別調整交付金事業の交付金を公立多良木病院企業団へ繰出したものでございます。

内訳としまして、医師等の確保支援事業 100 万円、療養環境の改善事業に 151 万 6,000 円、あと、直営診療施設整備事業に 218 万 1,000 円となっております。

なお今回のこの直診診療施設勘定繰出金の減額の主な要因としましては、前の年、令和 5 年度において、統合系医療システムの更新に要した費用というのがありました。

こちらの分がなくなったということのためでございます。

説明は以上です。

よろしく申し上げます。

日程第 19「議案第 29 号」

令和 6 年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算の認定について

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 19、議案第 29 号、令和 6 年度多良木町国民健康保険特別会計直診勘定歳入歳出決算の認定について、説明を求めます。

竹下住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（竹下政孝君）

それでは、議案第 29 号、令和 6 年度多良木町国民健康保険特別会計直診勘定歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度多良木町国民健康保険特別会計直診勘定歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

ここから先は、議案説明資料を用いてご説明いたしますので、そちらをお開きください。

主な内容の欄になります。

槻木診療所運営費、この槻木診療所につきましては、公立多良木病院企業団へ委託しております。

歳入総額 1,202 万 2,400 円、前年度比 834 万 7,400 円の減です。

歳出総額 1,201 万 1,000 円、前年度比 834 万 7,400 円の減です。

歳入歳出差引額 1 万 1,400 円が令和 7 年度の繰越金となります。

なお診療所の診療日でございますが、毎週火曜日、金曜日になっております。

時間は 13 時から 17 時までです。

あと、令和 6 年度の診療日数の実績でございますが、83 日です。

受診者の延べ人数が 244 名となっております。

ここからは事項別明細書の主なものをご説明いたします。

歳入です。

款の 1、項の 1、目の 1、へき地診療所運営費県補助金。

収入済額 342 万 2,000 円、前年度比 184 万円の減です。

次に、款の 2、項の 1、目の 1、一般会計繰入金。

収入済額 858 万 9,000 円、前年度比 619 万 8,600 円の増となっております。

続きまして歳出です。

款の 1、項の 1、目の 1、一般管理費、支出済額 1,201 万 1,000 円。

一般管理費の支出額が直診勘定の支出総額となっております、前年度比は 834 万 7,400 円の減です。

一般管理費では槻木診療所運営委託料の 1,200 万円が主なものとなっております、前年度

よりも 550 万円増となっております。

この委託料の増の主な要因としましては、公立多良木病院企業団槻木診療所特別会計というものがありまして、その調整財源に不足が生じたことや、令和 5 年度に電子カルテシステムを導入したことに伴う保守料が令和 6 年度から発生したこと。

また医療機器の購入や薬品費の増といったものが、この委託料の増の要因となっております。

以上で説明を終わります。

よろしく申し上げます。

日程第 20「議案第 30 号」

令和 6 年度久米財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 20、議案第 30 号、令和 6 年度久米財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、説明を求めます。

水田農林整備課長。

○農林整備課長（水田寛明君）

それでは、議案第 30 号、令和 6 年度久米財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度久米財産区特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定をするものでございます。

説明につきましては、議案説明資料のほうをご覧くださいと思います。

主な内容といたしましては、久米財産区特別会計歳入歳出の決算書、久米財産区管理会の運営、財産区有林約 485 ヘクタールの管理について歳入歳出があります。

歳入歳出決算書からになりますけれども、歳入の部で歳入合計予算現額 1,461 万 2,000 円、調定額 1,464 万 1,414 円、歳入済額 1,464 万 1,414 円。

令和 5 年度収入済額が、972 万 7,911 円であり、前年度比 491 万 3,503 円の増額となっております。

主な要因といたしまして不動産売払い収入、一般会計繰入金が増額したことが主な要因となっております。

歳出の部、歳出合計、予算現額 1,461 万 2,000 円、支出済額 1,308 万 9,451 円。

令和 5 年度支出済額が 913 万 8,760 円であり、前年度比 395 万 691 円の増額となっております。

主な要因として、間伐搬出事業に伴う委託料の増額が主な要因となっております。

歳入歳出差引残額、令和 5 年度 58 万 9,151 円、令和 6 年度 155 万 1,963 円、前年度比 96 万 2,812 円の増額となっております。

これから事項別明細書の主なものをやっていきたいと思います。

歳入、款 1、項 2、目 1 不動産売払い収入、節 1 不動産売払収入、収入済額 973 万 3,401 円。

間伐搬出事業宮床地区 6.11 ヘクタールによる、原木等売払い収入となっております。

款 2、項 1、目 1 財産区基金繰入金、節 1 基金繰入金、収入済額 87 万 8,000 円。

久米財産区積立て基金からの繰入金となっております。

款 2、項 2、目 1 一般会計繰入金、節 1 一般会計繰入金、収入済額 338 万 9,000 円。

久米財産区が事業主体となり、間伐等森林整備促進対策事業の補助金申請ができないため、多良木町が代理申請を行い、補助金を一般会計から久米財産区特別会計へ繰入れをするものでございます。

款 3、項 1、目 1 繰越金、節 1 繰越金、収入済額 58 万 9,151 円、前年度の繰越金となります。

続きまして歳出になります。

款 1、項 1、目 1 管理会総務費、支出済額 266 万 438 円。

久米財産区管理会運営費となっております。

前年度比 17 万 8,057 円増額となっております。

会計年度任用職員経費の半年分を一般会計へ繰り出しており、人件費の増額が主な原因とな

っております。

節 1 報酬、支出済額 99 万 3,941 円、久米財産区管理会委員の報酬となります。

節 27 繰出金、支出済額 155 万 5,000 円、会計年度任用職員人件費 1 人分の半年分を一般会計へ繰り出しをしております。

款 2、項 1、目 1 財産造成管理費、支出済額 1,012 万 9,013 円。

久米財産区有林の造林事業関係の経費となります。

前年度比 463 万 9,634 円の増額となっております。

間伐搬出事業の面積増加に伴う委託料の増額が主な原因となっております。

節 10 需用費、修繕費、支出済額 75 万 7,900 円。

間伐搬出事業に伴う作業道等の修繕料となっております。

節 11 役務費、支出済額 143 万 986 円。

間伐搬出事業の原木販売に伴う原木市場、多良木町森林組合の販売手数料等 107 万 6,371 円。

それと、森林保険掛金ということで 11.53 ヘクタール分 35 万 4,615 円となっております。

節 12 委託料、支出済額 784 万 7,827 円。

抜出費としまして土場から市場までの運搬経費、こちらのほうが 251 万 3,783 円。

間伐等森林整備促進対策事業、伐採から土場集材まで、宮床地区の 6.11 ヘクタール分ということで、475 万 1,697 円、森林監視等委託 2 人分ということで 26 万 4,332 円、J-クレジット創出事業委託料 31 万 8,015 円となっております。

款 3、項 1、目 1 積立金 30 万円、久米財産区基金積立金となっております。

実質収支に関する調書にありますが、1、歳入総額 1,464 万 1,414 円。

2、歳出総額 1,308 万 9,451 円。

3、歳入歳出差引額 155 万 1,963 円。

4、翌年度へ繰り越すべき財源ゼロ。

5 番、実質収支額 155 万 1,963 円、繰越金となります。

1 番最後に久米財産区基金残高ということで載せております。

令和 5 年度末、2,560 万 9,152 円。

令和 6 年度末、2,503 万 1,152 円。

差額 57 万 8,000 円の減となっております。

以上で説明終わります。

よろしく申し上げます。

日程第 21 「議案第 31 号」

令和 6 年度多良木町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 21、議案第 31 号、令和 6 年度多良木町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、説明を求めます。

新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀英治君）

それでは議案第 31 号、令和 6 年度多良木町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度多良木町介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

詳細につきましては議案説明資料のほうでご説明申し上げます。

それでは、主な内容でございますが、介護保険の状況につきましてご説明申し上げます。

年度末現在介護保険第 1 号被保険者数 3,753 名、前年度比 35 名の減でございます。

年度末現在要介護等認定者数 710 名。

内訳としまして要支援 1：21 名、要支援 2：81 名、要介護 1：87 名、要介護 2：160 名、要介護 3：161 名、要介護 4：140 名、要介護 5：60 名となっております。

認定率につきましては 18.9%でございます。

収支の状況でございますが、収入済額 17 億 1,996 万 820 円、前年度比 77 万 8,105 円の減でございます。

支出済額 16 億 49 万 5,709 円、前年度比 3,616 万 3,277 円の減です。

支出減の主な要因でございますが、基金積立金の減となっております。

次に、事項別明細書の主なものについてご説明申し上げます。

まず初めに歳入でございます。

款 1、項の 1、目の 1、第 1 号被保険者保険料、収入済額 2 億 8,677 万 7,240 円、前年度比 1,392 万 3,750 円の増となっております。

収納率としまして、節 1 現年度分特別徴収保険料 100.12%、節 2 現年度分普通徴収保険料 95.31%、節 3 滞納繰越し分普通徴収保険料 14.46%となっております。

なお、不納欠損につきましては 114 万 3,360 円で、内訳としまして 4 名分の決算となります。

理由としましては、所在不明が 1 名、財産なしが 3 名となっております。

款の 3、項の 1、国庫負担金、収入済額 2 億 5,783 万 5,300 円。

こちらにつきましては、次年度追加交付予定額としまして、介護給付費負担分 937 万 6,579 円を予定しております。

同じく、項の 2、国庫補助金、収入済額 1 億 7,534 万 9,865 円。

こちらは次年度返還予定額としまして、地域支援事業費負担分としまして、381 万 5,143 円を予定しております。

款の 4、項の 1、支払基金交付金、収入済額 4 億 3,044 万 3,008 円。

次年度返還予定額としまして 1,194 万 5,835 円。

内訳としまして、介護給付費負担分として 1,065 万 6,104 円、地域支援事業費負担分として 128 万 9,731 円を予定しております。

款の 5、項の 1、県負担金、収入済額 2 億 2,657 万 5,596 円。

次年度返還予定額としまして、介護給付費負担分 596 万 6,175 円です。

同じく、項の 2、県補助金、収入済額 1,448 万 5,807 円。

次年度返還予定額としまして地域支援事業費負担分として、219 万 8,866 円を予定しております。

款の 7、項の 1、一般会計繰入金、収入済額 2 億 4,418 万 3,902 円。

次年度変換予定額としまして、832 万 1,567 円。

内訳は、介護給付費負担分 493 万 3,729 円、地域支援事業費負担分 125 万 8,109 円、低所得者保険料軽減強化費負担分として 19 万 9,351 円、事務費繰入分として 193 万 378 円を予定しております。

款の 8、項の 1、繰越金、収入済額 8,407 万 9,939 円、前年度比 7,677 万 590 円の増となっております。

次に歳出です。

款の 1、総務費、支出済額 1,975 万 5,954 円、前年度比 1,079 万 9,387 円の減となっております。

減の主な要因でございますが、項の 3、目の 1、認定調査等費、節 18 負担金補助及び交付金、負担金でございますが球磨郡介護認定審査会負担金としまして、前年度比 1,272 万 1,420 円の減となっております。

こちらは令和 5 年度で介護認定審査会システム導入が完了しておりますので、その分で減となっております。

款の 2、保険給付費、支出済額 14 億 9,665 万 5,171 円、前年度比 4,877 万 1,112 円の増となっております。

増の主な要因でございますが、項の 1、目の 1、介護サービス等諸費、節 18 負担金補助及び交付金、介護サービス給付費、前年度比 5,664 万 6,772 円の増となっております。

こちらは居宅サービス利用件数の増が主な要因でございます。

前年度比 804 件の増となっております。

款の 3、地域支援事業費、支出済額 7,429 万 2,154 円、前年度比 163 万 5,298 円の減です。

減の主な要因でございますが、項の 1、目の 1、介護予防生活支援サービス事業費、節 18 負担金補助及び交付金、負担金の第 1 号通所事業負担金、前年度比 593 万 3,471 円の減です。

こちら主な要因でございますが、利用者件数の減で、前年度比 208 件の減となっております。款の 4、項の 1、基金積立金、目の 1、介護保険給付基金積立金、支出済額 3 万 9,000 円。

こちらは基金積立金の利子分を積立てております。

款の 5、支出金、支出済額 975 万 3,430 円。

主な支出でございますが、項の 1、目の 2、償還金、節 22 償還金利子及び割引料、国県補助金等返納金としまして支出済額 351 万 5,273 円でございます。

こちらは令和 5 年度の事業費精算分と令和 2 年度介護給付費負担金再確定に伴います精算分、国費分になりますけれどもこちらの返還を行っております。

項の 2、目の 1、一般会計繰出金、支出済額 560 万 1,437 円。

令和 5 年度決算に伴います一般会計からの繰入金精算分でございます。

内訳としましては、記載のとおりとなっております。

実質収支に関する調書としまして、収入済額 17 億 1,996 万 1,000 円、支出総額 16 億 49 万 6,000 円、歳入歳出差引額 1 億 1,946 万 5,000 円、実質収支額は同額でございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第 22「議案第 32 号」

令和 6 年度多良木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 22、議案第 32 号、令和 6 年度多良木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、説明を求めます。

竹下住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（竹下政孝君）

それでは、議案第 32 号、令和 6 年度多良木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度多良木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

ここから先は、議案説明資料を用いてご説明いたしますので、そちらをお開きください。

主な内容でございますが、令和 6 年度末の後期高齢者被保険者数は 2,164 人、前年度対比 28 人の増です。

歳入総額 1 億 8,466 万 7,169 円、前年度比 764 万 9,618 円の増。

歳出総額 1 億 8,292 万 598 円、前年度比 780 万 2,418 円の増。

歳入歳出差引額 174 万 6,571 円が令和 7 年度繰越金となります。

ここからは事項別明細書の主なものを申し上げます。

まず歳入です。

款の 1、項の 1、後期高齢者医療保険料。

調定額 1 億 2,129 万 7,560 円、収入済額 1 億 2,105 万 660 円、対前年比 863 万 1,500 円の増です。

収納率ですが、現年課税分が 99.95%、これは前年度比 0.24%の減となっております。

滞納繰越分 32.35%、こちらは前年度比 18.87%の減となっております。

次に、款の 3、項の 1、目の 1、事務費繰入金。

収入済額 105 万 1,325 円、前年度比 22 万 68 円の減です。

後期高齢者医療制度に係る事務費に対する繰入金となっております。

同じく目の 2、保険基盤安定繰入金。

収入済額 6,029 万 6,273 円、前年度比 571 万 1,723 円の増です。

これは保険料軽減分に対する繰入金となっております、県と町がそれぞれ負担するものでございます。

次に、款の 5、項の 2、目の 1、保険料還付金。

収入済額 35 万 8,600 円、前年度比は 12 万 5,600 円の減です。

これは保険料過誤納還付金、歳出還付分でございますが、これを広域連合から戻入れたも

のとなっております

続きまして歳出です。

款の1、総務費、支出済額105万1,325円、前年度比7万4,967円の減です。

これは後期高齢者制度事務に関する支出、超過勤務手当、通信運搬費の減となっております。

次に、款の2、項の1、目の1、後期高齢者医療広域連合納付金。

支出済額1億8,153万4,073円、前年度比1,493万4,563円の増となっております。

この内訳としまして、被保険者保険料負担金が1億2,123万7,800円、保険基盤安定負担金6,029万6,273円が内訳です。

最後に、款の3、項の1、目の1、保険料還付金。

支出済額33万5,200円、前年度比12万4,500円の減。

これは過年度の保険料過誤納付に係る還付金となっております。

説明は以上です。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（宇佐信行議員）

以上で、日程第4、「議案第14号」から日程第22、「議案第32号」までの説明が終わりました。

以上の議案については、9月16日に審議採決を行います。

これで本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

(午後2時41分散会)